			に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの				
		(15)　印紙税、固定資産税等の租税公課	一の科目イ、ロ(1)から(3)までに及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの				
四　共通設備費用	イ　注文履行費	(1)　事務室、事務用機器等に係る減価償却費、固定資産除却費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税等に係る原価	同上				
注１　施行規則第14条第１号イ及びロ、第２号イ及びロ、第２号の２並びに第４号イ及びロに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る５、６及び７の欄については、同条第１号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。							
２　５の欄に掲げる原価から４の欄に掲げるものの原価を控除した後のものを６の欄に記し、当該記したものに効率化率を乗じた後のものを７の欄に記載すること。							
３　第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。							
４　一の科目の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。ただし、当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。							
５　控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。ただし、当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。							

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
［１・２　略］	［１・２　同上］
［削る］	３　当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する第一号基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、届出契約約款に定める第一号基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。
［削る］	４　新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。
３～６　［略］	５～８　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。